

活力ある農山漁村の実現に向けた 男女共同参画の確立を目指して

経営局 人材育成課

平成22年4月版

農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けて

現 状

- 農林水産業の担い手として女性は重要就業人口に対する女性の割合

農業（H20年）	53.5%
林業（H17年）	15.0%
漁業（H19年）	16.3%

- 農業経営への積極的参画を希望

女性農業者の4割弱が「経営者や共同経営者として農業経営全体を取り仕切りたい」「共同経営者として特定部門の経営を取り仕切りたい」と考えている。（H20年）

一方で

<低い社会参画>

農業団体等における女性の占める割合

	H12年	H18年	H20年
農業委員	1.8%	4.2%	4.6%

	H12年度	H18年度	H19年度
農協役員	0.6%	2.1%	2.5%
森林組合役員	ND	0.3%	0.3%
漁協役員	0.2%	0.4%	0.4%

<経営における位置づけが曖昧>

農業労働に対する報酬がない（H20年）	52.0%
---------------------	-------

認定農業者に占める女性の割合（H20年）	3.3%
----------------------	------

女性の起業活動における年間販売金額300万円未満の経営体の割合（H19年）	55.0%
---------------------------------------	-------

<家事・育児との両立等過重な労働>

農林漁業者の女性の1日平均の労働時間（家事・育児・介護を含む）（H18年）	男性の1.17倍
---------------------------------------	----------

男女共同参画社会基本法

食料・農業・農村基本法
（第26条：女性の参画の促進）

農山漁村における男女共同参画の実現に向けた施策の推進

男女共同参画確立に向けた理解・気運の醸成

- 「農山漁村女性の日」記念の集いの開催、優良事例の表彰等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 農協や農業委員会等の方針決定機関における女性の登用を促進するため、市町村等地域における「女性の参画目標」設定の働きかけ

女性の経済的地位向上

- 女性認定農業者の拡大等、経営における女性の位置付けの明確化
- 女性の起業活動に必要な技術等の習得、施設の整備等

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

- 仕事と育児等の両立支援に向けた情報提供
- 農業者年金の加入促進等を通じた高齢期の女性の生活支援

農山漁村における男女共同参画社会の実現

農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策の体系

男女共同参画社会基本法（H11. 6）

男女共同参画基本計画（H17.12）

「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に」

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく安心して活動し、暮らせる環境づくり

男女共同参画会議

- 議長：内閣官房長官
- 議員（24人以内）
 - ・内閣総理大臣が指定する国務大臣
 - ・学識経験者

食料・農業・農村基本法（H11. 7）

第二章 基本的施策

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（女性の参画の促進）

第二十六条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

食料・農業・農村基本計画（H22.3）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

④ 人材の育成・確保等

イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。

農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策

男女共同参画確立に向けた理解・気運の醸成

- 優良事例の表彰・記念行事の開催等

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 市町村等地域における「女性の参画目標」設定の働きかけ等

女性の経済的地位向上

- 経営における女性の位置付けの明確化
- 起業活動に必要な技術等の習得等

生活・活動のための環境づくり

- 両立支援に向けた情報提供等

I 農山漁村における女性の状況

1 農林漁業就業人口に占める女性の割合

- 女性は農業就業人口の過半を占めるなど、農林水産業の担い手として重要な役割を果たしている。
- ◎ 特に農業就業人口では、40～50歳代において約6割を占めている。
- 基幹的農業従事者では、50代において女性の割合が男性よりも高くなっている。

就業人口に占める女性の割合

(単位：千人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農業就業人口	5,653	4,140	3,891	3,353	3,205	3,119	2,986
うち女性	3,403	2,372	2,171	1,788	1,718	1,668	1,597
女性の割合	60.2%	57.3%	55.8%	53.3%	53.6%	53.5%	53.5%
林業就業人口	108	86	64	47	—	—	—
うち女性	18	14	11	7	—	—	—
女性の割合	16.4%	16.6%	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業就業人口	371	301	260	222	212	204	—
うち女性	67	54	44	36	34	33	—
女性の割合	18.1%	17.9%	16.9%	16.3%	16.2%	16.3%	—

資料：農業就業人口・・・農林水産省「農林業センサス」
 農林水産省「農業構造動態調査」(18年～20年)
 林業就業人口・・・総務省「国勢調査」
 漁業就業人口・・・水産庁「漁業就業動向統計年報」

年齢別農業就業人口（平成20年）

(単位：千人、%)

	39歳以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	合計
農業就業人口	254	193	440	296	406	1,397	2,986
うち女性	114	116	263	172	225	706	1,597
女性の割合	44.9%	60.1%	59.8%	58.1%	55.4%	50.5%	53.5%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」
 注：農業就業人口とは、農業従事者のうち、「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」のことをいう。

年齢別基幹的農業従事者数（平成20年）

(単位：千人、%)

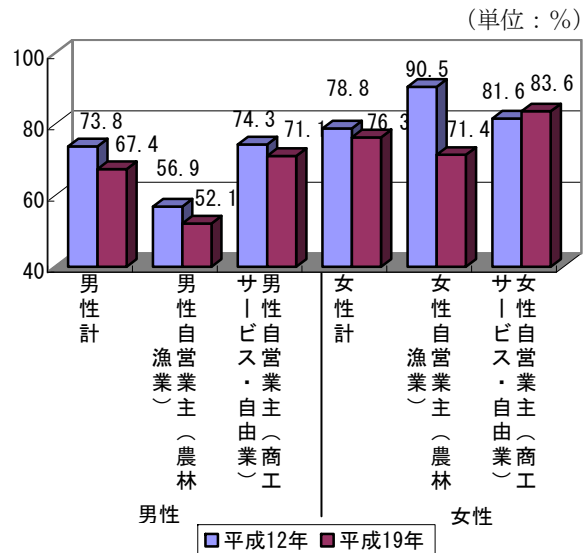
	39歳以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	合計
基幹的農業従事者	96	132	344	226	307	865	1,970
うち女性	25	61	176	112	146	346	867
女性の割合	26.0%	46.2%	51.2%	49.6%	47.6%	40.0%	44.0%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」
 注：基幹的農業従事者とは、ふだんの主な状態が「主に仕事に従事していた者」のことをいう。

2 農山漁村における男女共同参画の意識の実態

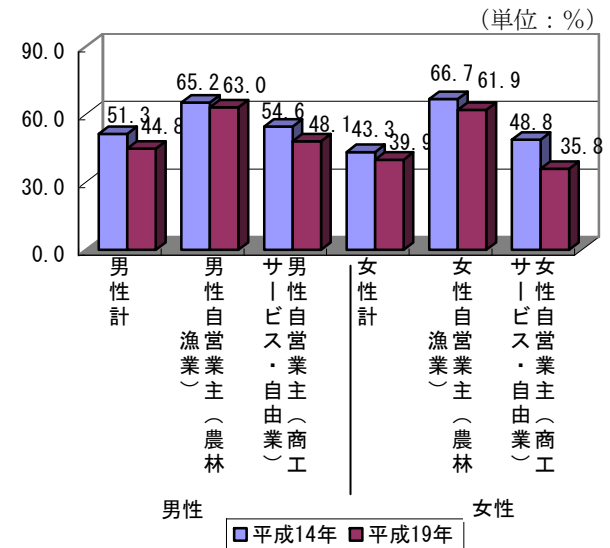
- 社会通念・慣習・しきたりなどで男性が優遇されていると思う者の割合は、減少する傾向にあるが、依然として男女感に格差がある。しかしながら、女性自営主（農林漁業）をみると平成12年で9割あった数値が平成19年では7割と大幅に減少している。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える者の割合についても減少傾向にある。

社会通念・慣習・しきたりなどの男女の平等感
(男性が優遇されていると思う者の割合)



資料:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成12年、平成19年)
注:「男性が優遇されていると思う者の割合」は、「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかと言えば男性の方が優遇」の合計の割合である。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える者の割合



資料:内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(平成14年、平成19年)
注:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきと考える者の割合」は、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」の合計の割合である。

3 政策・方針決定過程への女性の参画の状況

- 農業委員あるいは農業協同組合の役員に占める女性の比率についてみると、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっている。
- 女性の農協役員就任に対する課題として「地域の慣習」「登用体制の未整備」などが高く、依然として女性が参画するための環境が十分に整っていないものと考えられる。また、女性が方針決定の場へ参画したくない等の理由としては、「知識不足」「家事・育児等の負担が大きい」等があげられる。

農林漁業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

単位：人、%

	H2年	H7年	H12年	H17年	H18年	H19年	H20年
農業委員数	62,524	60,917	59,254	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	93	203	1,081	1,869	1,682	1,658	1,739
割合	0.1%	0.3%	1.8%	4.1%	4.2%	4.3%	4.6%

	H2年度	H7年度	H12年度	H17年度	H18年度	H19年
農協個人正組合員数	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,997,797	4,931,853	4,877,364
うち女性	667,468	707,117	746,719	804,583	812,508	853,238
割合	12.1%	13.0%	14.2%	16.1%	16.5%	17.5%
農協役員数	68,611	50,735	32,003	22,799	22,035	21,331
うち女性	70	102	187	438	465	525
割合	0.1%	0.2%	0.6%	1.9%	2.1%	2.5%
森林組合役員数				13,094	11,809	11,198
うち女性				25	30	39
割合				0.2%	0.3%	0.3%
漁協個人正組合員数	354,116	317,553	275,715	232,414	225,363	217,516
うち女性	20,425	18,337	15,655	15,830	15,854	12,767
割合	5.8%	5.8%	5.7%	6.8%	7.0%	5.9%
漁協役員数	22,022	20,449	17,974	13,861	12,965	12,029
うち女性	22	29	43	45	46	45
割合	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%

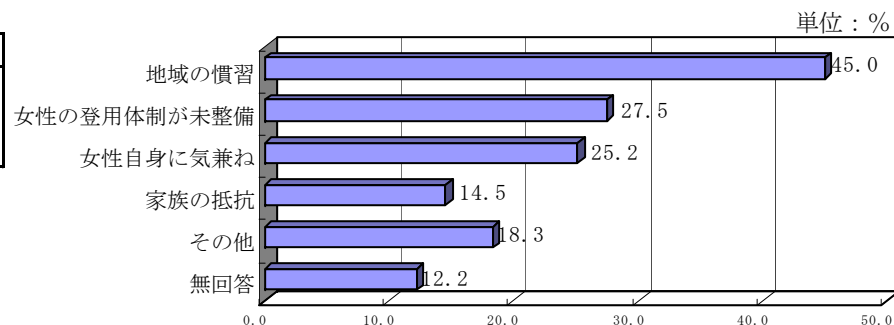
資料：農業委員数については、農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」。
 農協個人正組合員数及び農協役員数については、農林水産省「総合農協統計表」。
 森林組合役員数については、林野庁「森林組合統計表」。
 漁協個人正組合員数及び漁協役員数については、水産庁「水産業協同組合統計表」。

注) 農業委員については、10月1日現在。

農協、森林組合及び漁協については、事業年度末現在。

森林組合役員の平成2年度、7年度、12年度については、女性役員のデータなし。

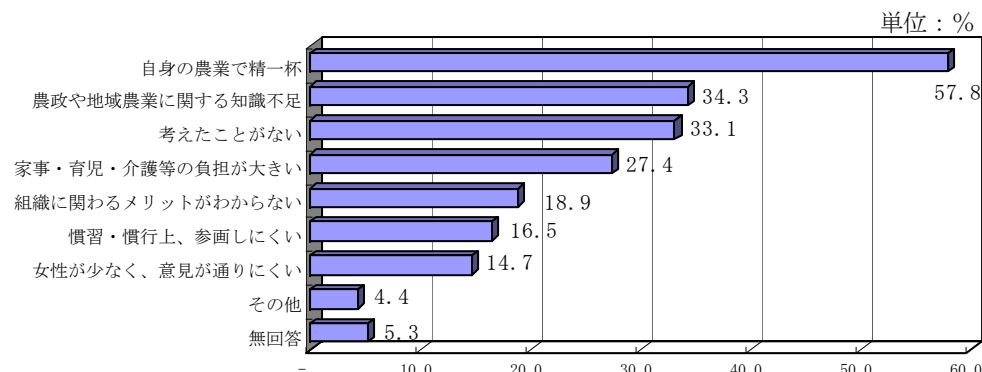
女性の農協役員就任に対する課題（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)

注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

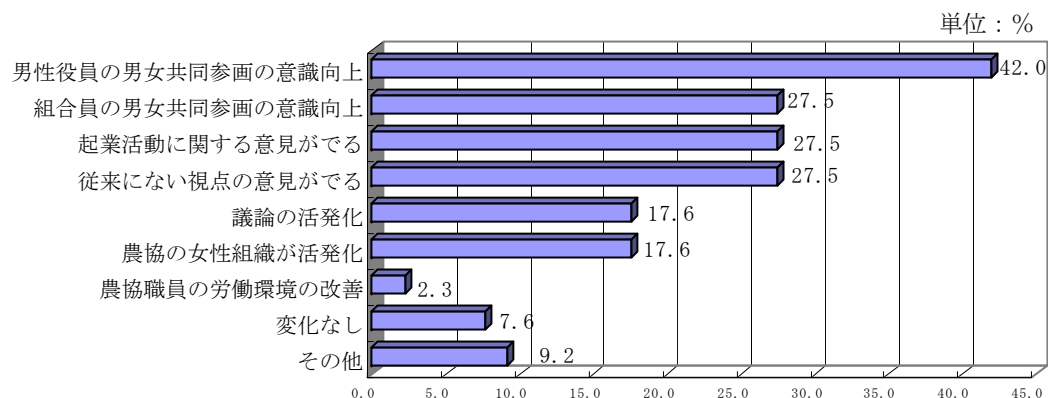
方針決定の場へ参画したくない等の理由



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査
 一農家における男女共同参画に関する意向調査一」

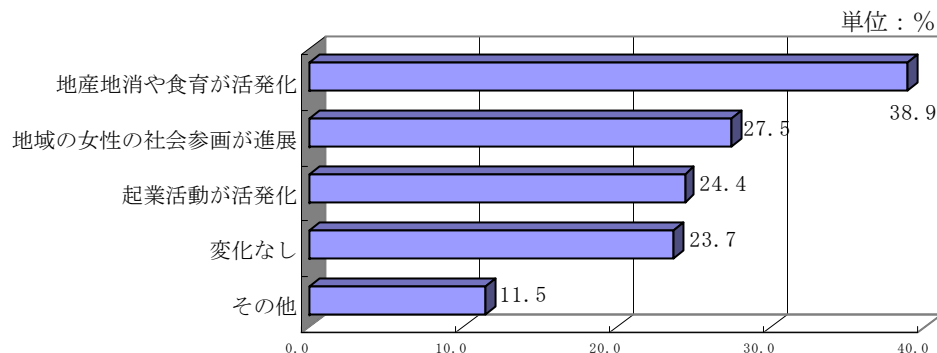
- J Aにおいて女性役員が登用されたことにより、農業分野や地域生活分野での男女共同参画が促進される等の変化が見られる。
- 農業者団体等では、女性の登用を進めるため目標を掲げて推進している。

J A女性役員の出現による農業分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ（平成20年12月）
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

J A女性役員の出現による地域生活分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ（平成20年12月）
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

農業者団体等における女性の登用推進状況

- J A全中
「J Aの運営参画目標を、正組合員の25%以上、総代の10%以上、理事等は2名以上とし、J Aとしての方針を明らかにして取り組む。」と決議

（第25回 J A全国大会（平成21年10月8日））

J A役員総数 21,331人
うち女性 525人（2.5%）

集計組合数 818

資料：平成19事業年度 総合農協統計表

- 全国農業会議所
意欲的な女性農業者等の選挙委員への立候補促進、選任委員への登用の促進するため、平成20年度全国農業委員会会長大会（平成20年5月31日開催）において「1農業委員会当たり複数の選出を目指す」ことを特別決議。

農業委員総数 37,456人
うち女性 1,739人（4.6%）

農業委員会数 1,793
うち女性のいる農業委員会数 902（50.3%）

資料：農業委員会及び都道府県農業会議実態調査
（H20.10.1現在）

(参考)

- 選挙により登用される女性議員を比較すると女性の農業委員は最も割合が低く、また、農協等の役員は民営企業の役員に占める女性の割合よりも低い水準にある。

国会議員等における女性議員の状況

単位：人、%

	総数	女性	女性割合
農業委員	37,456	1,739	4.6%
国会議員	722	89	12.3%
うち衆議院	480	45	9.4%
うち参議院	242	44	18.2%
都道府県議会	2,773	223	8.0%
市議会	21,254	2,508	11.8%
町村議会	13,849	1,062	7.7%
特別区議会	911	225	24.7%

資料：農業委員数…農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」（平成20年）

その他…内閣府調べ（平成19年）

民営企業の役員に占める女性の割合

単位：人、%

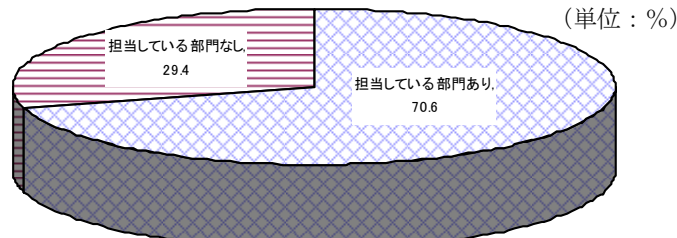
	女性割合
農協の役員	2.5%
森林組合の役員	0.3%
漁協の役員	0.4%
民営企業の役員に占める女性の割合	12.2%
うち建設業	13.0%
うち製造業	10.5%
うち電気・ガス・熱供給・水道業	2.2%
うち情報通信業	6.6%
うち卸売・小売業	10.8%
うち金融・保険業	0.9%
うち不動産業	4.8%
うち飲食店、宿泊業	21.9%
うち医療、福祉	32.6%

資料：農協の役員…農林水産省「総合農協統計表」（平成19事業年度）
森林組合の役員…林野庁「森林組合統計表」（平成18事業年度）
漁協の役員…水産庁「水産業協同組合統計表」（平成18事業年度）
民営企業の役員…厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成18年）

4 女性の農業経営参画の状況

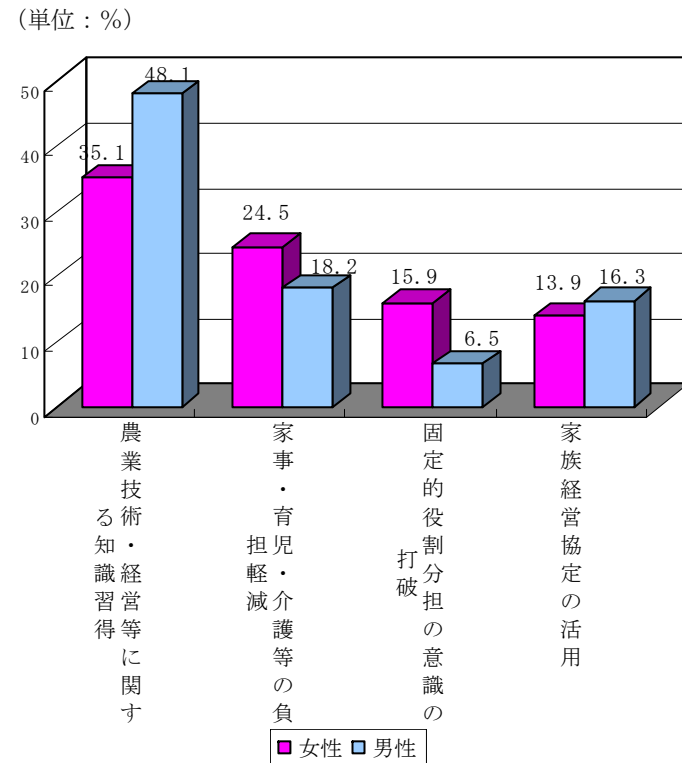
- 女性農業者の7割が農業経営において担当している部門を持っており、女性の認定農業者についても年々増加している。
- 「女性が農業経営方針の決定するための環境整備をする上で必要なこと」は、男女ともに「農業技術・経営等に関する知識習得」であると考えている割合が最も多い。また、女性は「家事・育児・介護等の負担軽減」「固定的役割分担の意識の打破」が必要だと考えている割合が男性に比べて高い。

女性就業者の責任をもって担当している部門の有無

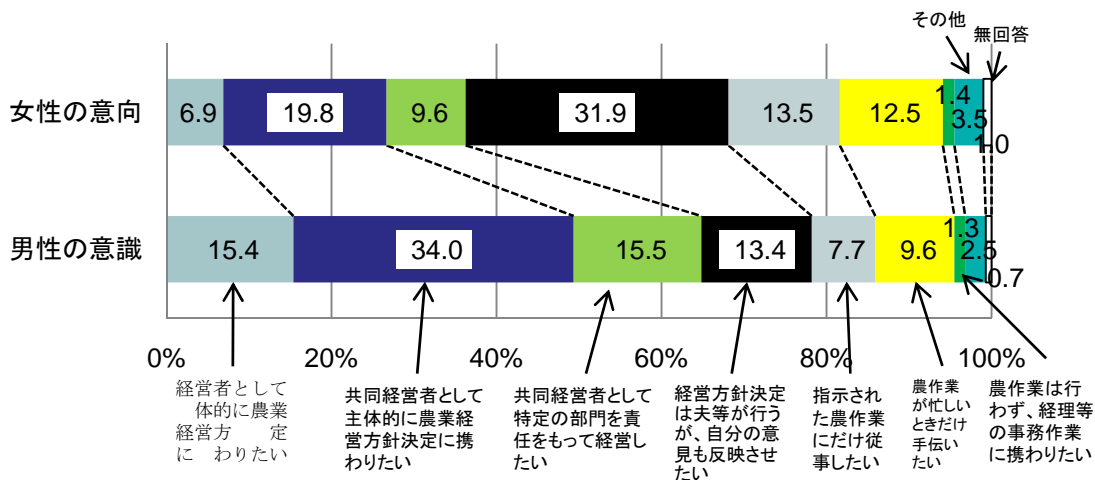


資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」（平成15年7月現在）

女性が農業経営方針の決定に参画しやすい環境を整える上で、最も必要なこと



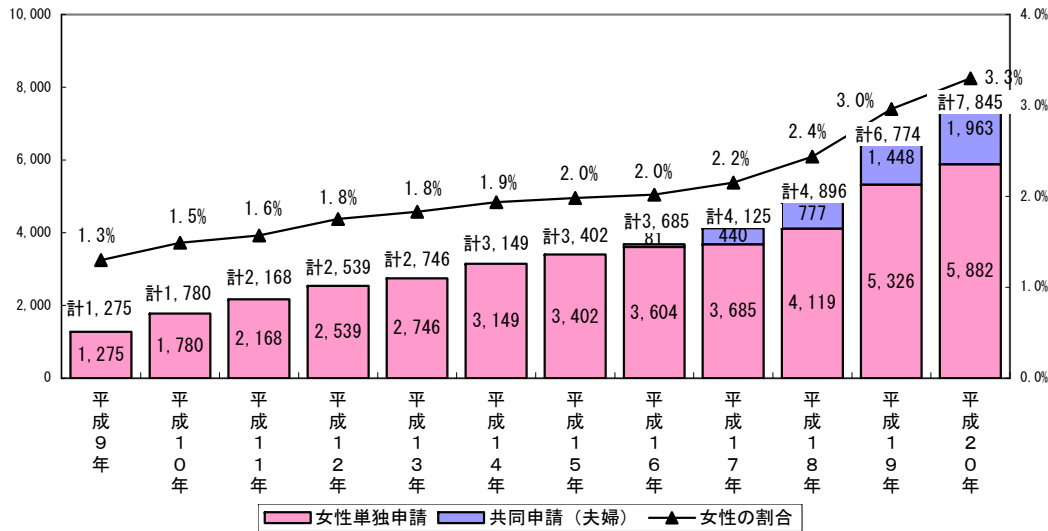
女性の農業経営への関わり方に関する意向



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

○ 女性農業者は、経営者や共同経営者として農業経営を取り仕切りたいと考えており、「認定農業者制度」により女性の経営参画上の位置付けを明確にすることが重要。近年、共同申請の枠組みを活用するなどにより、女性の認定農業者は増加している。

女性の認定農業者数の推移



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農別定状況」

女性の認定農業者数の推移

	①基幹的農業従事者(19年)	②認定農業者(19年)	②/①
総数	1,970,000	224,043	11.4%
女性数	867,000	7,845	0.9%
男性数	1,103,000	218,161	19.8%

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

農林水産省「農業経営改善計画の営農別定状況」

注：認定農業者については、人及び数による共同をく。

共同経営者も認定農業者に

実的に共同経営者である夫が共同で定
ることがとなり、経営者としての自や経
営に する意識向上とそのことを通じた経営改善へ
の 組の促進が ている。

共同 の の要として、
者がすべて同一の に する者である

か、

またはかつて同一の に していた者(その者
の配者を)であること

家族経営協定等の り めの で、 農業経営から
生ずる が 人のすべてに すること及び
農業経営に関する基本的事 について
人のすべての合意により 定することが 確化
ていること

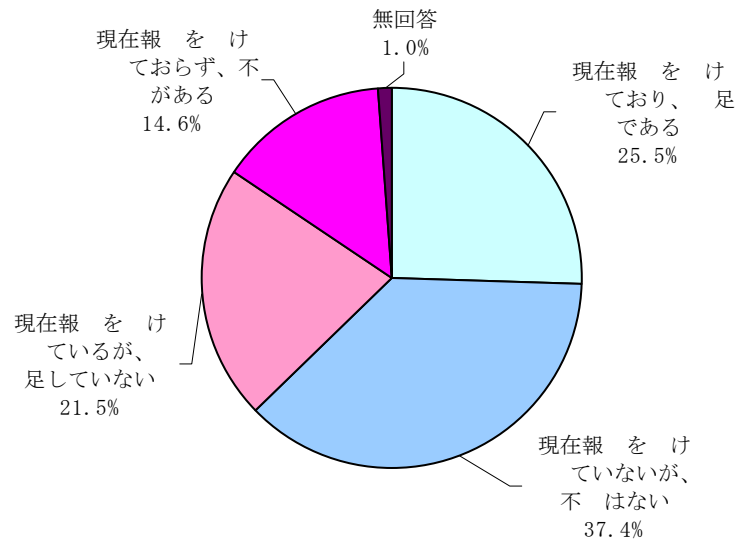
家族経営協定等の り めが いてい
ること

のすべてが確 できることとしている。

「認定農業者制度の 用改善のためのガイ ラインについて」
(平成15年6月27日 け15経営第1537)

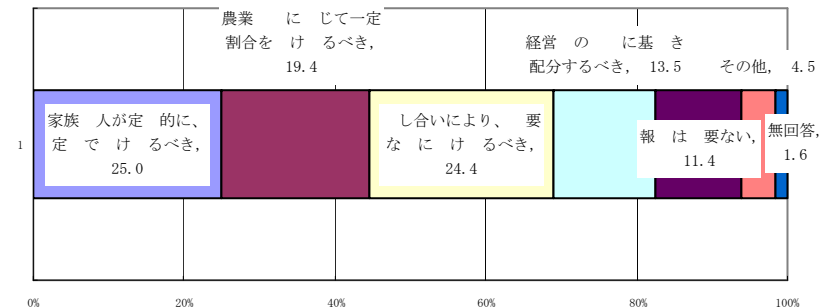
- 女性農業者の4割弱が現在の報酬のあり方に不満を感じている。
- また、家族各人の報酬の受け取り方に対する意向は、8割以上の女性農業者が何らかの方法で受け取るべきと考えている。
- なお、家族経営協定の締結農家の7割が、労働報酬（日給、月給）を取り決め内容としている。

女性農業者の報酬（給与等）のあり方に対する満足度



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

家族各人の報酬の受け取り方に対する女性の意向



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

家族経営協定の取り決め内容（上位5項目）

りめ内	割合
農業経営の方定	90.4%
労働・日	88.4%
農業の役割分担（業分担、等）	79.3%
労働報酬（日給、月給）	72.7%
収益の配分（日給、月給以外の利益配分）	46.7%

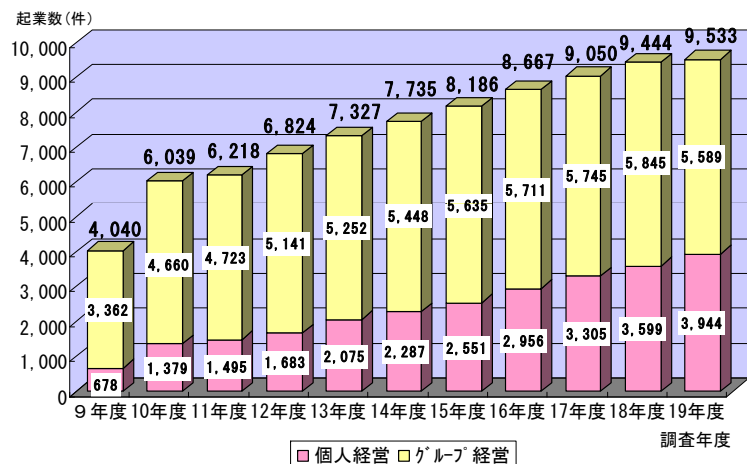
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
 注：家族経営協定とは、家族でり組農業経営について、経営の方や家族一人の役割、就業・就業環境などについて家族などでし合いながらりめるもの。

5 農村女性の起業活動

(1) 女性の起業活動への取組み状況

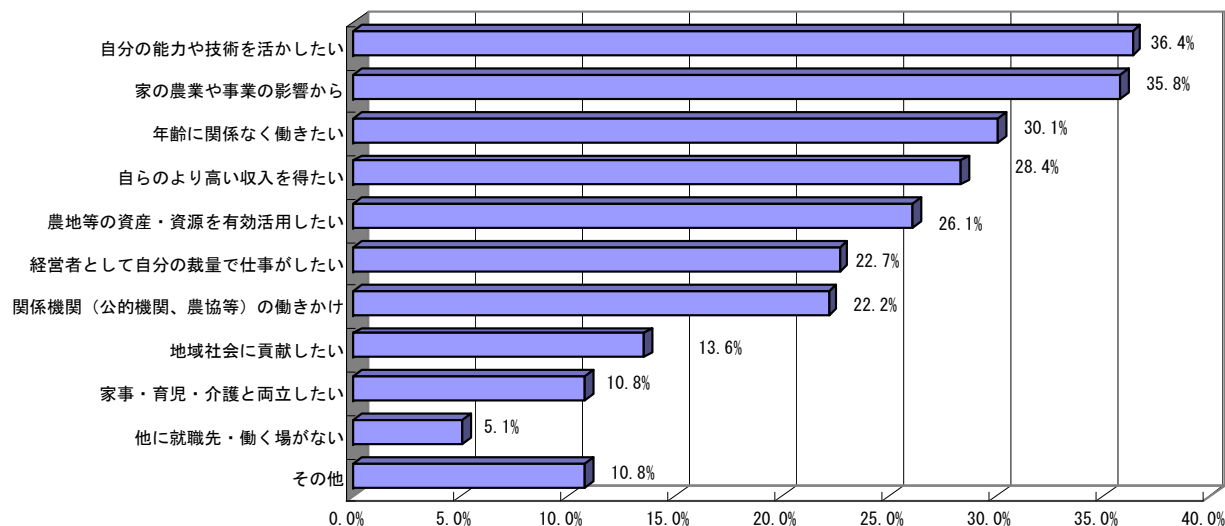
- 地域農産物を活用した特産加工品づくりや朝市での販売など農村女性の起業活動への取組は毎年増加している。
- 起業活動を始めた動機としては、自分の身につけた技術や能力をより発揮し、自らの収入を獲得したいといった、自己実現・経済的自立を求める要素が強い。

農村女性の起業活動数の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

起業活動を始めた動機（複数回答）



資料：社 農村生活総合センター「生産活動に 関する女性起業の現状と 課題」(平成15年度)
注：インターネット調査については、個人経営を 単独として実施。

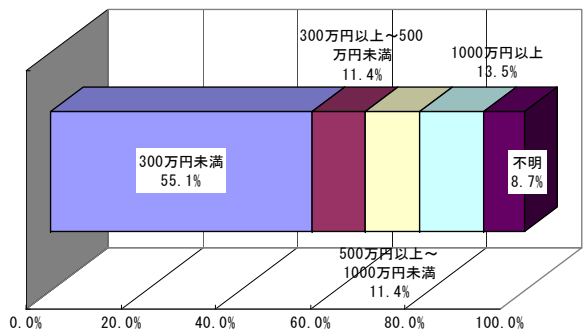
起業活動の内容（複数回答）

目	内	数
食 加工	農・林・水産 を利用した食 加工（ 、 等）	7,091
通・販売	市、 売 、 ット販売等	4,103
農業生産	女性が の 目経営等	1,554
都市との	農 、 体 民 宿等	1,216
食 以外の加工	農産 等を利用した加工	314
サービス事業	デイサービス等	94
その他		76

資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」
(平成20年3月31日現在)

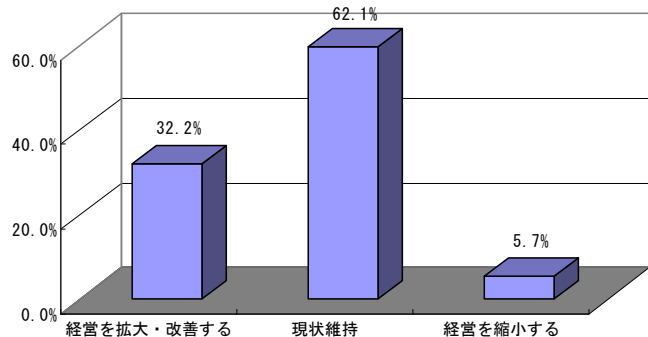
- 農村女性の起業活動による売上金額では、1,000万円以上の経営体が14%にのぼる一方、300万円未満の経営体が約6割を占めている。
- 3割強の経営体が今後の経営方針として経営の拡大・改善をあげているものの、「販売先の確保・開拓」「経営管理の知識・技術不足」等の経営面や「労働力不足」等の生産面での課題がある。

農村女性の起業活動の売上金額（過去1年間）



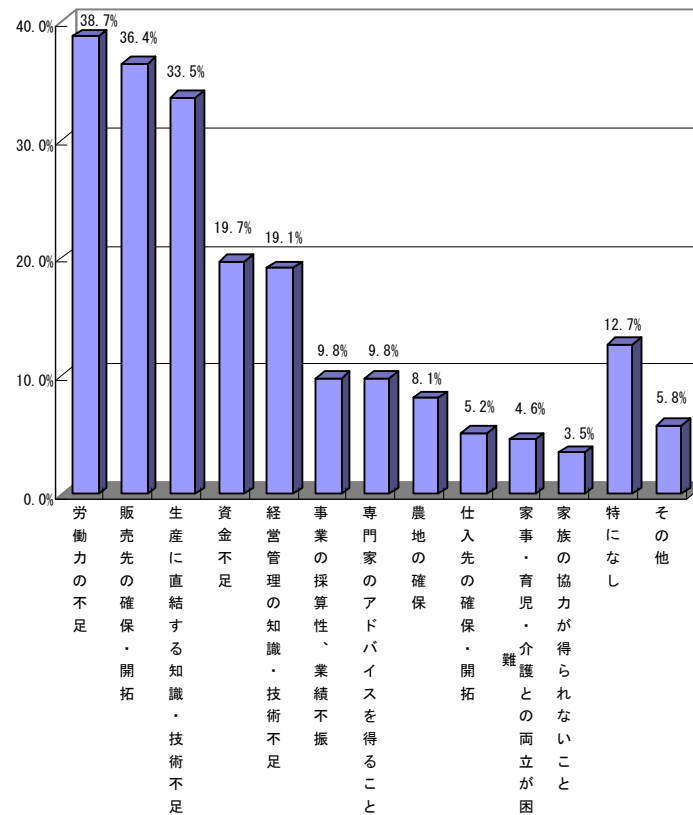
資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」（平成20年3月31日現在）

今後の経営方針



資料：社 農村生活総合センター「生産活動に 関する女性起業の現状と 課題」（平成15年度）
注：アンケート調査については、個人経営を 対象として実施。

経営を発展させていく上で、苦労している点（複数回答）



資料：社 農村生活総合センター「生産活動に 関する女性起業の現状と 課題」（平成15年度）
注：アンケート調査については、個人経営を 対象として実施。

(参考)

農村女性の起業活動への支援施策概要

情報提供・研修

情報提供

○シンポジウム等における啓発及び優良事例の紹介

【農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業】

【担い手アクションサポート事業】

研修

○加工技術や経営管理等の研修の開催

【農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業】

【担い手アクションサポート事業】

施設整備

加工・販売等の施設整備

○地域活動や農産物加工・販売等を行うための施設等の整備を支援

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金】

【強い農業づくり交付金】

【地産地消モデルタウン事業】

実施・発展

技術指導

○普及指導センターによる技術指導

【強い農業づくり交付金】

更なる展開への支援

○経営能力向上に向けた専門研修の開催

○女性起業グループ間での連携強化による経営発展を支援

【農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業】

○就農後の定着を促すためのモデル的な女性起業活動を支援

【農業再チャレンジ支援事業】

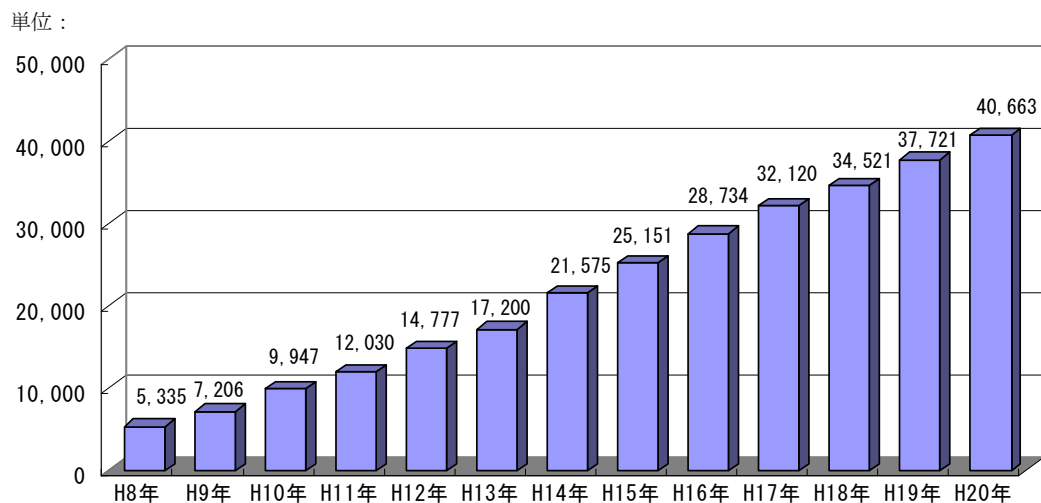
6 家族経営協定

- 家族経営協定の締結農家数は堅調に伸びているものの、販売農家に占める締結農家数の割合はわずか2%程度。
- なお、家族経営協定の締結農家に占める認定農業者がいる農家は7割以上となっている。

「家族経営協定」とは

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら取り決めるもの。

家族経営協定締結農家数の推移



資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

注1：平成13年までは 月1日現在、平成14年以 は3月31日現在。

注2： 県については調査体制の見 し等のため、調査結果が得ら なか たことから、平成19年の集計には ま ていない。

販売農家に占める締結農家数の割合

販売農家数（千 ）	1,750
家族経営協定の締結農家数（ ）	40,663
販売農家に占める締結農家の割合（%）	2.3%

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
農林水産省「農業構造動態調査」（平成20年）

注：販売農家とは、経営 地 が30以上 は農産 販売金 が50 以上の農家をいう。

締結農家に占める認定農業者のいる農家の割合

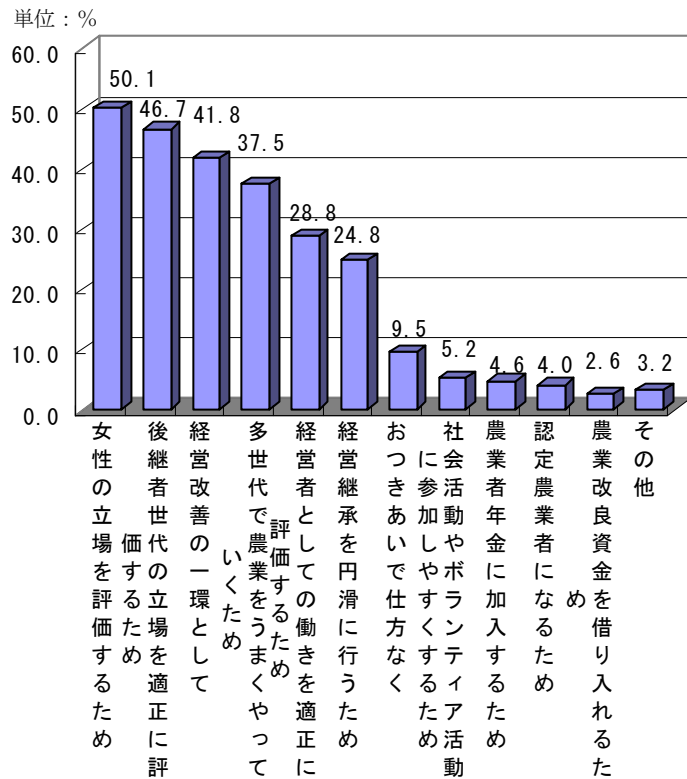
単位： 、 %

家族経営協定の締結農家数	40,663
うち 定農業者のいる農家数	30,245
締結農家に占める 定農業者のいる農家の割合	74.4%

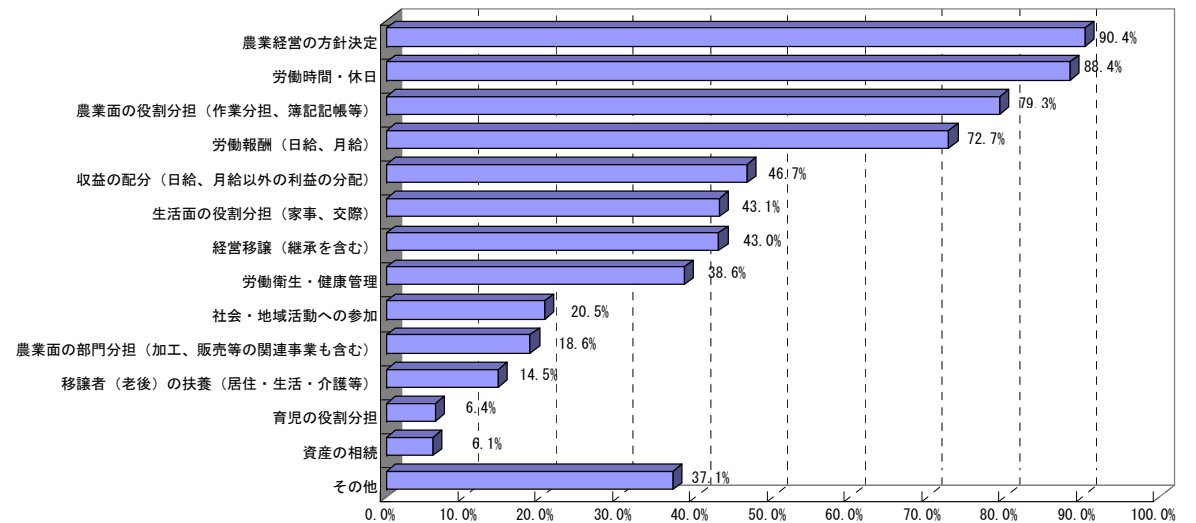
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）

- 締結するにいたった理由としては、女性や後継者の立場を評価するためが多く、経営の改善や効率化を図るためが続く。
- 家族経営協定の取り決め内容は、農業経営の方針決定、労働時間・休日、農業面の役割分担、労働報酬などの記載が多い。

家族経営協定を締結するにいたった理由（複数回答）



家族経営協定の取り決め内容（複数回答）



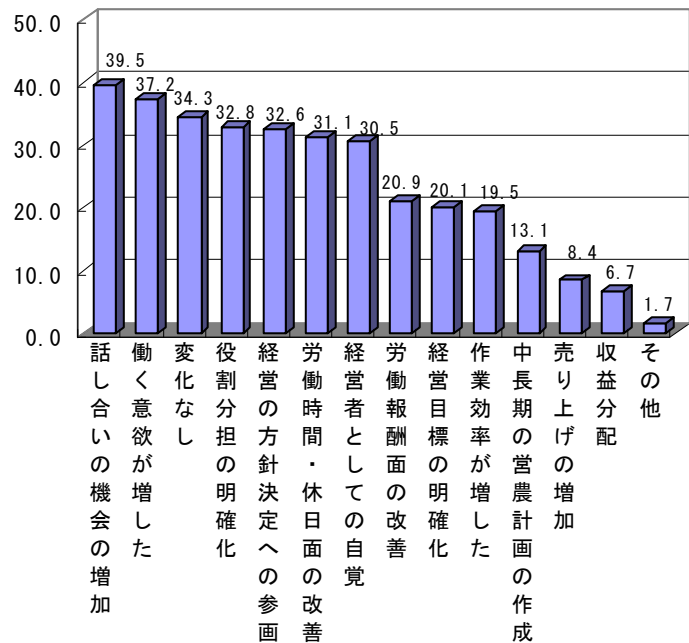
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）
 注： 県については調査体制の見直し等のため、調査結果が得られなかったことから、平成19年の集計にはまていない。

資料：社 農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
 ※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

○ 締結後の変化としては、経営面では「話し合いの機会の増加」や「役割分担の明確化」などにより、女性の農業経営への参画が進んでいる。また、生活面においても、「話し合いの増加」が最も高いが、「家事の役割分担の明確化」や「家事労働への理解」により、家事労働への評価が高まっていることが伺える。

締結後の経営面での変化（複数回答）

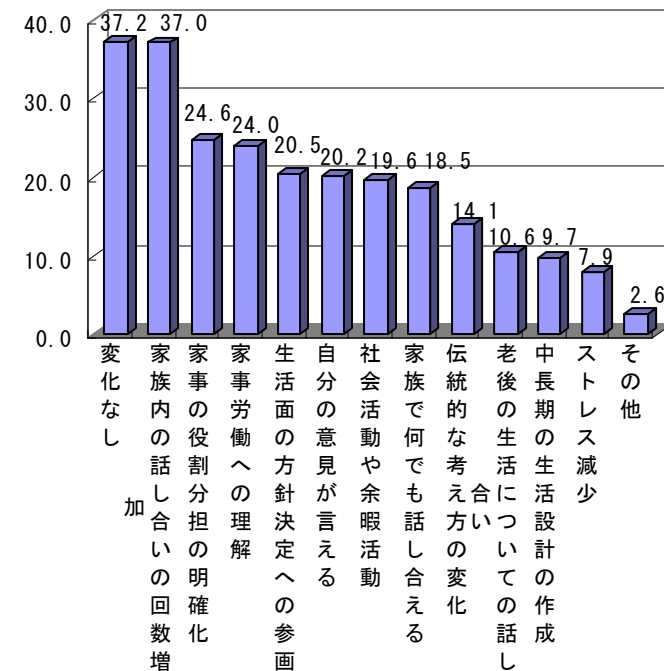
単位：%



資料：社 農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

締結後の生活面での変化（複数回答）

単位：%

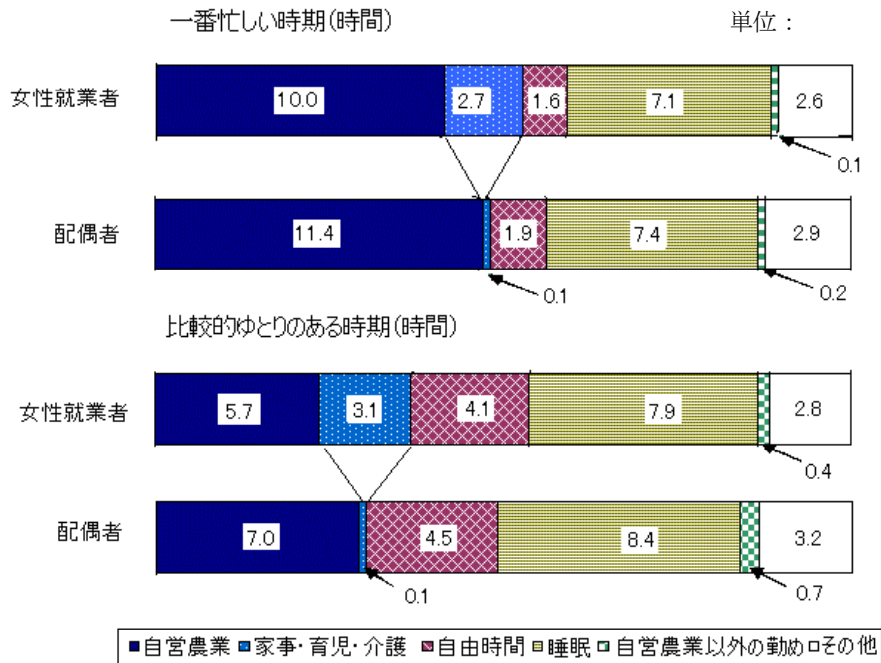


資料：社 農山漁村女性・生活活動支援協会「家族経営協定と経営発展」
※ 家族経営協定に関するアンケート調査（平成14年度）

7 女性の生活・労働環境

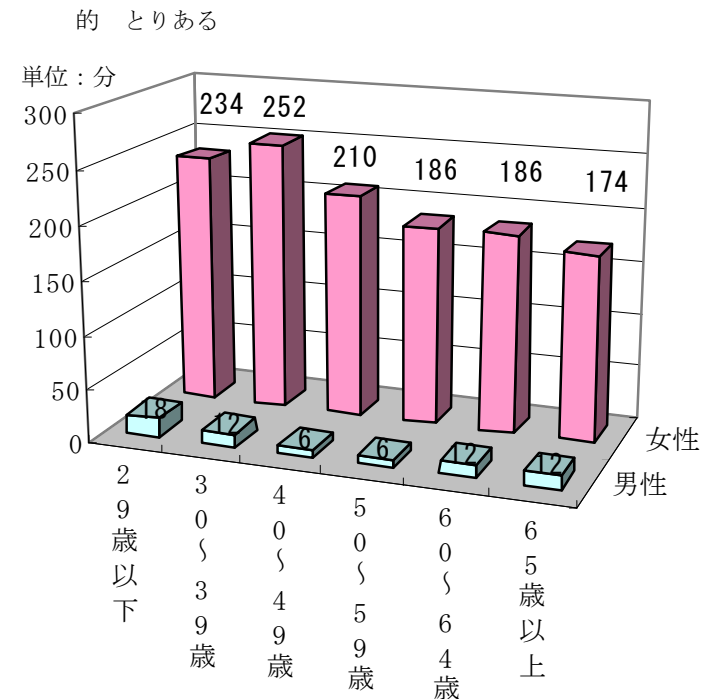
- 女性就業者とその配偶者の1日の労働時間について、「自営農業」に従事する時間及び「家事・育児・介護」を合わせた労働時間で比較すると、「一番忙しい時期」では1.2時間、「比較的ゆとりのある時間」では1.7時間長い。
- 女性就業者の配偶者の「家事・育児・介護」の時間は「比較的ゆとりのある時間」であっても「一番忙しい時期」の0.1時間と変わらない。

女性就業者及び配偶者の一日の生活時間配分



資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」(平成15年7月現在)

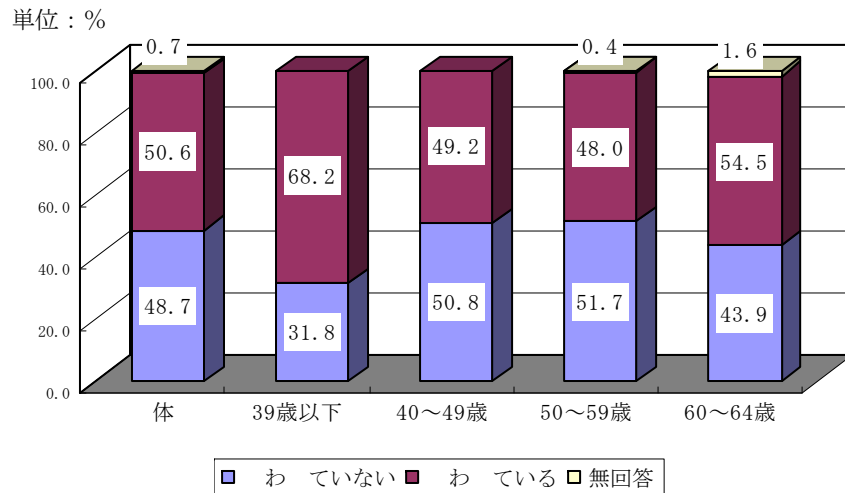
年齢別男女の家事・育児・介護に関わる時間



資料：農林水産省「農業構造動態調査－女性の就業構造・経営参画状況調査－」(平成15年7月現在)

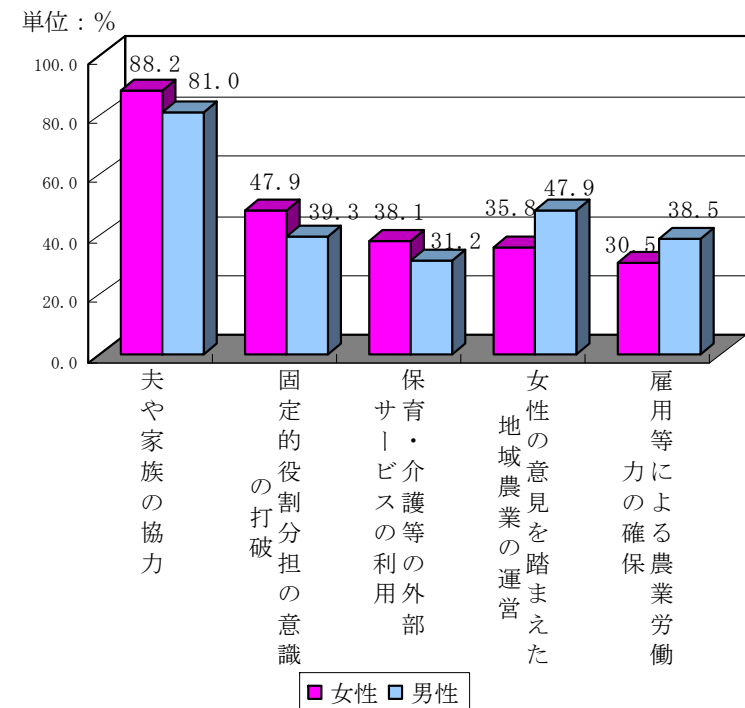
- 「女性が農業、地域活動や家事・育児・介護等にバランスよく携われている」と考える女性は、39歳以下で7割弱と最も多い。一方で、バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するためには、固定的役割分担の意識を打破する必要があると考える女性が5割弱を占め、依然として地域の意識の変革が必要である。

女性が農業、地域活動や家事・育児・介護等にバランスよく携われているかの意識



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査—農家における男女共同参画に関する意向調査—」

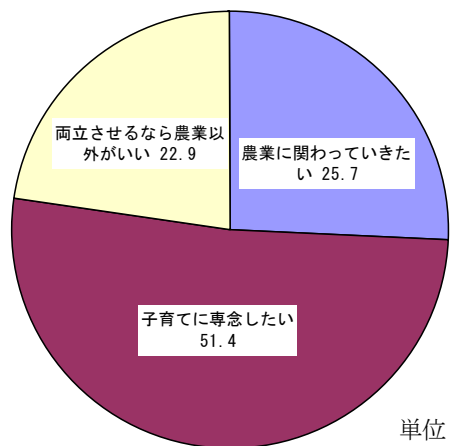
バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するために必要なこと（複数回答・上位5項目）



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査—農家における男女共同参画に関する意向調査—」

- 子育て期の女性農業者は、25%強が農業に関わっていきたいと考えている。
- 農業と子育ての両立を支援するため、家族経営協定の締結の推進、若手女性農業者の経営参画を支援する相談員の養成、Eラーニング等を活用した農業経営に必要な知識・技術の習得支援や情報提供等を実施。

子育て期における農業に対する考え方



単位：%

資料：国農業協同組合連合会「平成18年度女性農業者出産・育児サポート推進活動報告書」

注：地方単一地域における子育ての女性実態調査（岡山県）

家族経営協定の取り決め内容
(複数回答・主な関連項目)

りめ内	
労働・日	88.4%
生活の役割分担（家事、）	43.1%
社会・地域活動への参加	20.5%
育児の役割分担	6.4%

資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」（平成20年）

注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方や家族一人ひとりの役割、就業・就業環境などについて家族などで話し合いながら定めるもの。

農業と子育ての両立支援

農林水産省では、仕事に加え家事・育児等の負担が大きい農村女性の現状を踏まえ、出産・育児の女性の負担を軽減し、農業経営への参画を支援するため、

女性農業者の経営参画を支援する相談員の養成・Eラーニング等を活用した農業経営に必要な知識・技術の習得支援や情報提供等の支援を実施。

8 高齢期における女性が安心して活動し、暮らせる条件の整備

- 平成18年度の農業者年金への女性の新規加入者の割合は3割あるが、加入者全体で見ると1割未満であり、依然として低い水準である。しかしながら、女性の平均寿命は男性よりも約7年長いことから、女性が老後を安心して暮らせるよう農業者年金の加入促進をする必要。

農業者年金の加入者累計

単位：人、%

	加 者	
	うち女性	女性の割合
平成15年度	78,558	6.8%
平成16年度	80,114	7.1%
平成17年度	81,713	7.6%
平成18年度	83,972	8.2%
平成19年度	88,103	9.2%

資料：（ ）農業者年金基金

女性も農業者年金に

定農業者等で の意欲ある担い と家族経営協定を締結し、経営に参画している配 者、者にしては、国から保険料を 成。基本となる保険料（月 20,000 ）のうち、 の区分により保険料を 成。

35歳未満 5割 成（10,000 ）
35歳以上 3割 成（6,000 ）

また、支 た保険料は 、 制 の特 として社会保険料 の 。

平成14年の農業者年金制度の改正により、国民年金第1 保険者で、農業に年 60日以上従事する60歳未 の者は、 でも加 できるようになり、農地な の がない女性でも加 が 。

た し、保険料の 成を けるためには、60歳までの保険料 関が20年以上見 ま 、農業 得が900 以下（ 要経 ）であることが 要。

平成19年度 農業者年金の新規加入者

単位：人、%

	加 者	
		割合
男性	2,948	70.6%
女性	1,225	29.4%
合計	4,173	100%

資料：（ ）農業者年金基金

平均寿命

単位：年

男性	女性	男女
79.19	85.99	6.80

資料：厚生労働省「 生 表」（平成19年）

9 国際的潮流と我が国による国際貢献

- 農山漁村における男女共同参画に向けた取組は、男女平等原則を具体化する「女子差別撤廃条約」や国際連合の中に設置された「婦人の地位委員会（CSW）」等に位置付けられる国際的潮流。
- 第54回CSW（2010年3月）では、第4回世界女性会議（1995年）に採択された「北京行動綱領」の策定後15年の実施状況がレビューされ、2012年CSWでは「農山漁村女性のエンパワーメント」が優先議題になる等、国際的議論が活性化。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）

第14条【農村女子に対する差別撤廃】

- 1 締約国は、農村女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを目的として、農村女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。（以下略）

北京行動綱領とは？

国連の第4回世界女性会議（95年北京）で採択。優先すべき12の重大問題として、「経済の構造及び、政策、あらゆる形態の生産活動及びそれらへのアクセスにおける不平等」、「あらゆるレベルの権力と、意思決定の分担における男女間の不平等」などが列挙され、各重大問題領域に対する戦略目標及び行動（農村女性対策を含む）を提示。

日本政府は96年、綱領に基づいて「男女行動参画2000年プラン」として策定。



国 特別総会「女性2000年会議：21
に向けての男女平等・発・平」の
様

農山漁村での男女共同参画に向けた主要な国際的動向

【これまでの主な動き】

- 1975 国際婦人年、第1回世界女性会議（メキシコシティ）
- 1976 国際女性の10年始まる（～1985）
- 1979 国連総会で「女子差別撤廃条約」採択（わが国は1985年に批准）
- 1980 第2回世界女性会議（コペンハーゲン）
- 1985 第3回世界女性会議（ナイロビ）
→当該会議を受け、日本では「農山漁村女性の日」を創設
- 1995 第4回世界女性会議（北京）
→「北京宣言および行動綱領」採択
- 2000 国連特別総会「女性2000年会議」
- 2005 「北京+10」ハイレベル会合

【今後の予定】

- 2010.3 第54回婦人の地位委員会
→「北京行動綱領」策定後15年の実施状況レビュー
- 2010.9 APEC女性リーダーズネットワーク会合
- 2010.10 APEC農業大臣会議（新潟）
- 2012.3 第56回婦人の地位委員会
→「貧困と飢餓撲滅、開発と今日的課題における農山漁村女性のエンパワーメントと役割」が主な議題
- 2014.7 女子差別撤廃条約実施状況第7・8回日本報告提出期限

○ 戦後に我が国で実施された生活者の視点からの農村開発の経験をODA（集団研修等）により途上国に技術移転。

集団研修「農村女性能力向上コース」の概要

途上国において、農村女性支援に当たる政府・職員を日本に呼び、2月半の研修を実施。職員は農村女性の生活改善のノウハウを学び、自国における生活改善プランを完成し、自国に実行することを目指す。

実施年：1980年から71カ国、345人が参加
実施主体：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会(WELI)

農村女性能力向上コースの

事業
自国における農村女性の現状
農村女性の生活改善を確立

↓
本
一 活動による人材育成
生活改善実行プランの作成

↓
事業
生活改善プランの実施
国職員への



農村女性との交流の中で生活改善を学ぶ研修員達（於：鹿児島県）

提供：(社)

の方

が国の生活改善活動の経験を発信
途上国の現状と実情の把握
職員の身体的な健康の推進とモチベーション



が国の農村女性を支援者として生活改善活動の
ノウハウを途上国の農村女性支援に活用

【事例】ジンバブエ研修員OGの取組み

農村女性能力向上コースを講じたジンバブエの職員が、自国に成した生活改善プランに基づいて自国の農村において生活改善活動を実施。

この組では、しをめて都市部から来る人をターゲットとして設定し、地域の農村女性が伝統的イ、化産、伝統食・伝統医療、地域プランといった地域資源を生かした4つのプランに分かれ、自国を利用した宿泊事業や、宿泊者用メニューとしての伝統料理の提供、の地産物から採れたのの特産物を地域プランで発売する等の活動を行い、農村女性の経済的な自立、社会参画を目指している。



宿泊者用の伝統料理を作る女性達

提供：OG

わが国の生活改善活動の経験

生活改善とは、農村の性的な状態にあたり農村に、家政的な知識を持った生活改善普及員が活躍し、女性の生活改善を育てながら、食の改善策等を共に考え、実行した組のことである。この活動によって、農村女性のよりよい生活の実現、社会参画の促進を目指した。



トマトケチャップの作り方をグループ学習する様子（1960年頃）

出展：「生活改善活動の動き」

○農山漁村女性の活躍事例

農協女性組織の役員として 女性の地位向上を推進

伊藤 さなゑ さん

三重県桑名市

J Aながしま女性部 として、 46年から、部員に「自分の口 を持とう」という運動を展 するとともに、J A幹部にし、農産 の売上 を、実 に生産している女性の口 に り よう働きかけ、女性の経 的自 に した。

J A え女性 会議会 として、県下のJ A組合 等に し、J A理事への女性登用を働きかけたことにより、J A日市で2 登用 、他のJ Aの女性登用にもつながる。

J A 国女性組織協議会役員として、い がJ Aの女性組織で活 できるよう、地域 とに「 ッ 」のち上 に 力するとともに、 国での 会の や意見発表会の企画等により、 い女性農業者を支援した。



2 目 が 。
男女共同参画社会 くり 労者
内閣総理大 表 にて

平成20年度男女共同参画社会 くり 労者内閣総理大 表

農業委員等として 家族経営協定の締結を推進

上野 絹子 さん

鹿児島県南九州市

平成10年から農業委員として、農地の動化等に 力する か、他の農業委員に家族経営協定の意 を啓発し、農業委員会を とした推進及び支援体制の要性を いた。その結果、農業委員と関 関で個別 し協定を推進する体制が整 した。

また、上野 が会 を める 地域女性農業経営 会が となり、男女を わず 力を発 できる環境 くりに向けた市町 との 会を実施している。特に 会の一環として実施した女性農業者を とした ン ト調査の結果を基に、女性農業者の えている に向け、 会や家族経営協定の締結推進に り組 ている。



平成19年度農山漁村女性 ン 活動表
農林水産大

女性の起業活動による 地域農産物のブランド力強化

手作り梨工房

鳥取県鳥取市

外 の 活用を図るために、生産農家の女性たちが 農家の女性にも をかけ、 一 を結成し、 の加工 を重ねて「 ー ット」を 発した。 外 に 加 を けたいと 力した結果である。通年販売のための加工 料の確保、販 大、生産 大な とつ とつ の を し、加工 料である の を したその加工は、 の ラン 力を高めた。消費者からの高い や支持を得て販売 も 大している。 町(現 市)の女性として めて加工活動で起業し、定 を図り、山村における雇用の 出に 力している。平成17年には、「じ ー ット」の 標登 を行い、地域の となる までに育てた。



平成19年度農山漁村女性 ン 活動表
農林水産大

○子育て支援の事例

子育て支援相談員による取組み

河野 博子 さん

宮崎県

現在の活動のきっかけは、JA会から子育て支援員の会にわ、平成14年に参加したことである。

子育て支援センターとので、平成15年からセンターに通うね3歳までのもとをに、自分でとあう農業体（スイートーン、からいも等）を続けている。

また、自にあるののーに、以からも達がをいてしでおり、このことがにたとこ、のから要があり、けた。その、他の保育等からも要があたことから、他の農家からも一の供をけ、一へのおかきを



女性農業者が出産・育児と仕事をしながらして育てができるように、育てに関するにするとともに、支援体制の整備にもり組ことができる資をもた者。

農協による取組み

JAいわて花巻

岩手県

平成15年からJAいわて自の育て支援活動として、「わいわい育てリースース」「育てサン」をすることとなり、JA職員を育て支援員成にし、支援活動の展に備えた。

「わいわい育てリースース」は、育ての農家女性を支援し、支え合う地域くりに向けて、月2回第2・4金日のに、JAいわてでし、育ての女性ともをに、自に出りできるスースをいている。運営には、の育て支援ランー「の」が協力している。

月第4金日には「育てサン」もしている。もたちと一のおやつくり、なな講習会を通じて、情報のを供している。



NPO法人による取組み

みやま共同保育所

長野県

人「みやま共同保育の会」みやま共同保育は、4月から11月まで設している無の保育である。

保育の育て方は、一人一人の個性と育ちを大にする保育

農というらたの保育であることから、まずは、家のとして、もがしてえら、で過るであること働くを支える保育

もけでなくがしてあずけらるようにけすることも大なこと

保育者自身もいきいきとしく働けること

④地域の育て支援に、的に参加し、しまることをしてている。

保育の運営には、保護者からの保育料と金、バ一等の金がてらている。